

\\ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。\\

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和7年
7月号

職場内で
回覧を
お願いします



インセンティブ(報奨金)制度で 鹿児島支部の保険料負担を減らそう

詳細はこちら

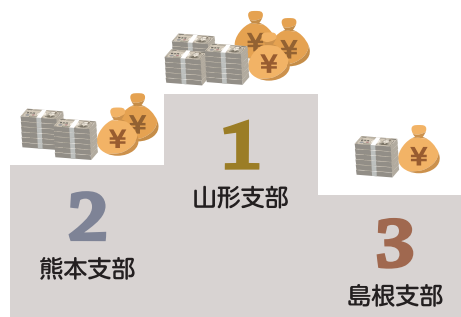
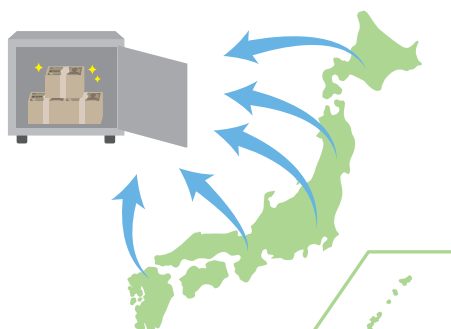


Q インセンティブ制度ってなに？

皆さまの**健康づくり等への取組み**に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、都道府県支部別の健康保険料率に反映させるものです。**取組み実績が他の都道府県支部よりも優れていれば(上位15支部に入れば)健康保険料率が引き下げられます。**

全国の加入者・事業主の皆さまからいただく
保険料率0.01%分を財源とします

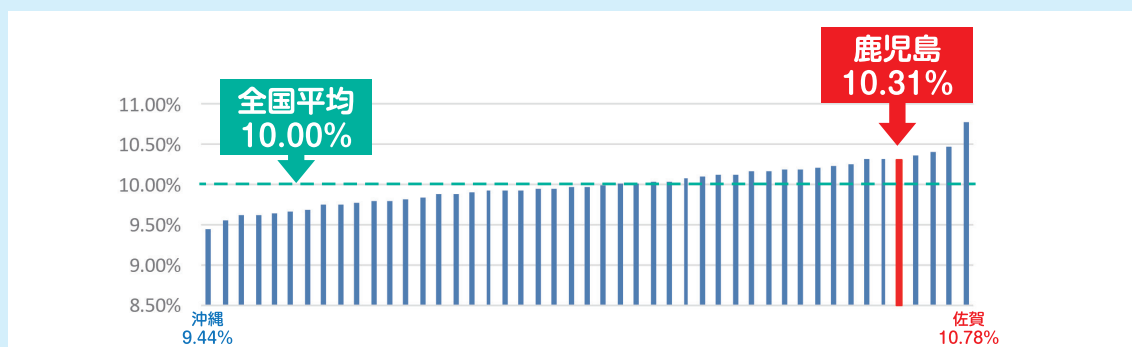
各都道府県の取組みに応じて47支部中、**上位15支部**
へ**2年後**に報奨金として割り振られます



令和7年度 都道府県単位健康保険料率

協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに異なり、地域の皆さまの医療費や報酬(加入者の給与)等に基づき算出されています。

鹿児島支部は全国平均を上回る**10.31%**の保険料率です。
(令和5年度取組み実績が32位であったため、インセンティブ(報奨金)の付与はありませんでした)



次のページで鹿児島支部の取組みの現状を確認!



ご存じですか

鹿児島支部の現状



令和5年度取り組み結果における
鹿児島支部の総合順位

32位/47支部中

47位
/47支部中

1 特定健診等の実施率(51.6%)

5割の方しか受診していません。1年に1回は必ず健診を受けましょう。
その際は、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。生活習慣病予防健診を利用されない場合は「健診結果データ」を協会けんぽへ提供してください。被扶養者(家族)の方へは「特定健診」を受診するようお声がけをお願いします。

28位
/47支部中

2 特定保健指導の実施率(21.5%)

特定保健指導とは、生活習慣病の発症リスクが高い方に、保健師等の専門職が一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康づくりをサポートする取り組みです。鹿児島支部では、2割の方のご利用にとどまっています。
対象となられた方は、特定保健指導を受けて、保健師等による健康サポートに最後まで取り組みましょう!

16位
/47支部中

3 特定保健指導対象者の減少率(34.1%)

特定保健指導を受けていただき、翌年の健診結果を改善いただくことで、特定保健指導対象者の減少率に繋がります。
生活習慣を見直してメタボリスクから抜け出しましょう!

2位
/47支部中

4 要治療者の医療機関受診率(39.0%)

健診の結果、血圧・血糖値・脂質の項目で医療機関の受診が必要と判定された方のうち、6割の方が未受診となっています。「要治療」「要精密検査」と判定された方は早めの受診をしましょう!

10位
/47支部中

5 ジェネリック医薬品の使用割合(87.5%)

ジェネリック医薬品とは、新薬と同等の有効成分・効能・安全性があると厚生労働大臣から承認されており、新薬と比べると安価なお薬です。お薬を受け取る際には、ジェネリック医薬品の利用をぜひ検討してみてください。

【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内④番)



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビルディング6階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-219-1743

メルマガの
登録はコチラ



LINEの
登録はコチラ



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島 Q 検索

